明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十九年十月三十一日であります。両社の株主総会の承認決議は平成二十九年十月二十七日を予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

なお、下記のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月五日

神奈川県横須賀市大矢部三丁目一番三号

（甲）株式会社ヴィクトリー

代表取締役　大野　忠之

神奈川県横須賀市大矢部三丁目二番一五号

（乙）有限会社PRECIOUS

代表取締役　大野　生子

第15期決算公告

平成29年9月5日

神奈川県横須賀市大矢部三丁目1番3号

株式会社ヴィクトリー

代表取締役　大野　忠之

貸借対照表の要旨

（平成29年3月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	96,607,514
	固定資産	431,203,205
	合計	527,810,719
負債及び純資産の部	流動負債	32,105,326
	固定負債	480,682,854
	株主資本	15,022,539
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	5,022,539
	その他利益剰余金	5,022,539
	（うち当期純利益）	(3,424,203)
	合計	527,810,719

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年九月五日

兵庫県西宮市上田西町三番一号

株式会社鳴尾マリーナ

代表取締役　砂濵　豊

第37期決算公告

平成29年9月5日

兵庫県西宮市上田西町3番1号

株式会社鳴尾マリーナ

代表取締役　砂濵　豊

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	14,351,980
	固定資産	449,489
	合計	14,801,469
負債及び純資産の部	流動負債	3,221,000
	固定負債	1,565,000
	株主資本	10,015,469
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	15,469
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	△44,531
	（うち当期純損失）	(5,882,917)
	合計	14,801,469

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年九月五日

東京都千代田区麹町二丁目二番三〇号

轟ビル

株式会社ベクトル・ネットワーク

代表取締役　藏重　直之

第28期決算公告

平成29年9月5日

東京都千代田区麹町二丁目2番30号轟ビル

株式会社ベクトル・ネットワーク

代表取締役　藏重　直之

貸借対照表の要旨（平成28年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,640
	固定資産	534
	資産合計	29,175
負債及び純資産の部	流動負債	1,959
	固定負債	10,500
	株主資本	16,716
	資本金	22,000
	利益剰余金	△1,783
	その他利益剰余金	△1,783
	（うち当期純損失）	(6,309)
	自己株式	△3,500
	負債・純資産合計	29,175

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十九年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十九年九月五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

代表取締役　松﨑　孝夫

1　支援決定を行った件数

二件

2　買取申込み等期間の延長の決定を行った件数

該当なし

3　支援決定を撤回した件数

該当なし

4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

一　宮城県内陸部の宿泊業者（震災により施設が一部損壊、県内沿岸部からの宿泊客の減少により売上が減少）

二　茨城県の飲食業者（震災により店舗が一部損壊、一時営業停止等により売上が減少）

三　宮城県沿岸部の食品加工業者（津波による工場損壊のほか、機械・在庫が流出、一時営業停止により売上が減少）

四　宮城県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により事務所・工場・車両が流出）

五　岩手県沿岸部の自動車販売業者（津波により店舗・事務所・車両が流出）

六　宮城県沿岸部の倉庫業者（津波により倉庫が全壊、原発事故に伴う風評被害等により売上が減少）

七　宮城県沿岸部の宿泊業者（震災及び津波により設備が損壊、営業停止等により売上が減少）

買取りに係る債権の元本総額

二十七億二千五十六万円

5　出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除　十四件、その他　六件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

六十一億二千百二十六万四千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十六億五千五百十七万二千円

7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一　宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊し、在庫等が流出）

二　埼玉県の小売業者（岩手県沿岸部で営業していたところ、津波により商品が流出）

三　千葉県の金属加工業者（津波により工場の地盤が液状化、工場設備等が破損）

四　宮城県沿岸部の建設業者（津波により県内営業所が全壊）

五　宮城県沿岸部の広告代理業者（主要顧客の被災により売上が減少）

六　岩手県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により工場及び設備が流出）

七　宮城県沿岸部の教育・学習支援業者（震災により建物が損壊）

八　福島県浜通りの広告代理業者（震災の影響に伴う広告需要の減少により売上が減少）

九　岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊し、設備が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

六千百三十万五千円

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）